

平成26年1月吉日



弁護士法人

新潟第一法律事務所

Niigata Daiichi Law Office

(新潟県弁護士会所属)

新潟市中央区新光町10-2

技術士センタービル7階

【お問合せ・お申込先】

電話 025-280-1111

- ・利用者が転んで怪我をしてしまった。どのようにお詫びすればいいの？
- ・利用者の貴重品、私物の管理の仕方は？

…こんなお悩みについて、伝授致します！

第43回 ミニ・セミナーのご案内

「高齢者利用施設運営者のための法律講座」

拝啓 厳寒の候、皆様方におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

今回のミニセミナーは、高齢者利用施設運営者の皆様に向けた内容です。

施設内での事故、たとえば、利用者が怪我をした場合の対処法や利用者家族の方との対応の仕方などについて、事例と経験を踏まえ、弁護士がやさしく解説致します。

参加ご希望の方は、本用紙に所定事項を記入の上、FAXにて2月17日(月)までにお申込み下さい(先着20名様限定)。なお、参加費は当日、会場にて申し受けます。是非ご検討下さい。敬具

〈講師〉 弁護士 朝妻 太郎 (当事務所上越事務所所属)

〈日時〉 平成26年2月18日(火) 午後3時～4時30分

〈会場〉 技術士センタービル I-8階 B会議室

新潟市中央区新光町10-2 (県庁近く) *駐車場あり

〈対象者〉 高齢者施設運営事業所の経営者・従業員

〈参加費〉 2,000円(税込み) お二人目からは1,000円

～お知らせ～ 次回のミニ・セミナーは、3月18日(火) 午後3時～を予定しています。

「有期契約労働者の雇用管理」 講師： 社会保険労務士 内山雅視

FAX(025)280-1552 【高齢者利用施設運営者のための法律講座セミナー申込用紙】

事業所名・参加者氏名			
住所	(〒 -)		
質問事項			
電話		FAX	

♪ ミニ・セミナーのご案内について ♪ [今後も案内を送ってよい ・ 今後の案内は不要]